

勤退共発第 9 7 号の 6

平成 2 7 年 9 月 1 日

(一社)全国建設業協会 会長 殿

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

理 事 長 額 賀



平成 2 7 年度「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」への
ご協力をお願いについて

建設業退職金共済制度の推進と円滑な運営につきましては、平素より格別のご指導、ご高配を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、勤労者退職金共済機構におきましては、かねてより、建設業退職金共済制度の普及と履行の徹底を図るため、国土交通省及び厚生労働省のご後援をいただき、毎年 1 0 月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、さまざまな活動を展開してきたところです。

今年度におきましても、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から同 3 1 日までの期間を同強化月間として、月間中に関係の建設業団体、建設事業主はもとより全国の主な公共工事発注機関等のご協力を得ながら、多方面にわたり加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動を予定しているところです。

つきましては、同月間中の本制度に係る広報をはじめとする各種行事等の実施に関しまして、貴団体のご支援、ご協力をお願い申し上げます次第です。

平成 27 年度
建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業に係る退職金制度であり、建設現場で働く労働者の福祉の増進と建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

本制度には現在約17万の建設事業主、約308万人の労働者が加入していますが、上記の目的の達成のためには、できるだけ多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要です。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入・貼付されるよう制度の履行確保を徹底することが不可欠です。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、下記の加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度のより一層の充実を図ることを趣旨とするものです。

2 実 施 期 間 自 平成 27 年 10 月 1 日
 至 平成 27 年 10 月 31 日

3 後 援 厚生労働省 国土交通省

4 協 賛 団 体

カーテンウォール・防火開口部協会	全国中小建築工事業団体連合会	日本建設業経営協会
建設産業専門団体連合会	全国鉄筋工事業協会	日本建設業連合会
住宅生産団体連合会	全国道路標識・標示業協会	日本建設躯体工事業団体連合会
消防施設工事協会	全国防水工事業協会	日本建築板金協会
全国圧接業協同組合連合会	全国マスチック事業協同組合連合会	日本左官業組合連合会
全国管工事業協同組合連合会	全日本瓦工事業連盟	日本サッシ協会
全国基礎工業協同組合連合会	ダイヤモンド工事業協同組合	日本室内装飾事業協同組合連合会
全国クレーン建設業協会	鉄骨建設業協会	日本造園組合連合会
全国建設業協会	日本アンカー協会	日本造園建設業協会
及び各都道府県建設業協会	日本埋立浚渫協会	日本タイル煉瓦工事工業会
全国建設業協同組合連合会	日本ウレタン断熱協会	日本電設工業協会
全国建設産業協会	日本外壁仕上業協同組合連合会	日本道路建設業協会
全国建設産業団体連合会	日本型枠工事業協会	日本塗装工業会
全国建設室内工事業協会	日本機械土工協会	日本鳶工業連合会
全国建設労働組合総連合	日本基礎建設協会	日本保温保冷工業協会
全国コンクリート圧送事業団体連合会	日本橋梁建設協会	プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国さく井協会	日本空調衛生工事業協会	プレハブ建築協会
全国タイル業協会	日本計装工業会	
全国中小建設業協会	日本建設インテリア事業協同組合連合会	(五十音順)

5 協力依頼機関・団体

(1) 行政機関

都道府県労働局・地方整備局・労働基準監督署・公共職業安定所・都道府県・市区町村（順不同）

(2) 金融関係団体

（一社）全国銀行協会・（一社）全国地方銀行協会・（一社）第二地方銀行協会・（株）商工組合中央金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会（順不同）

6 実施事項

(1) 加入促進及び履行確保の推進

- ① 建設業退職金共済制度の加入促進を図るため、厚生労働省及び国土交通省の出席を得て、主な建設業団体を対象に「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催します。
- ② 元請事業主を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼します。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を行います。
- ③ 公共発注機関・旧公団等に対し、工事に参加する未加入事業主への加入指導を要請します。
- ④ 民間発注者団体に対し、本制度のPR及び普及を図り、未加入事業所に対する加入勧奨が図られるよう依頼します。
- ⑤ 工事現場等で本制度への認識を高めるため、パンフレット、労働者用リーフレット等を備付・配付します。
- ⑥ 関係官公庁、建設業団体が開催する各種会議において、積極的に制度説明を行うとともに、加入勧奨を行います。
- ⑦ 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所への「建退共現場標識」（シール）の掲示を要請します。
- ⑧ 掛金収納書提出方式（四連符方式）未実施の市区町村の多い都道府県を重点に、当該都道府県の協力を得て、未実施の市区町村に四連符方式を実施するよう依頼します。
- ⑨ 共済契約者に対し、対象労働者のすべてに対する共済手帳の交付及び適切な共済証紙の購入・貼付を要請するとともに、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及徹底を図ります。なお、履行が不十分な共済契約者に対し、前述の適正な履行の確保を要請します。

(2) 表彰の実施

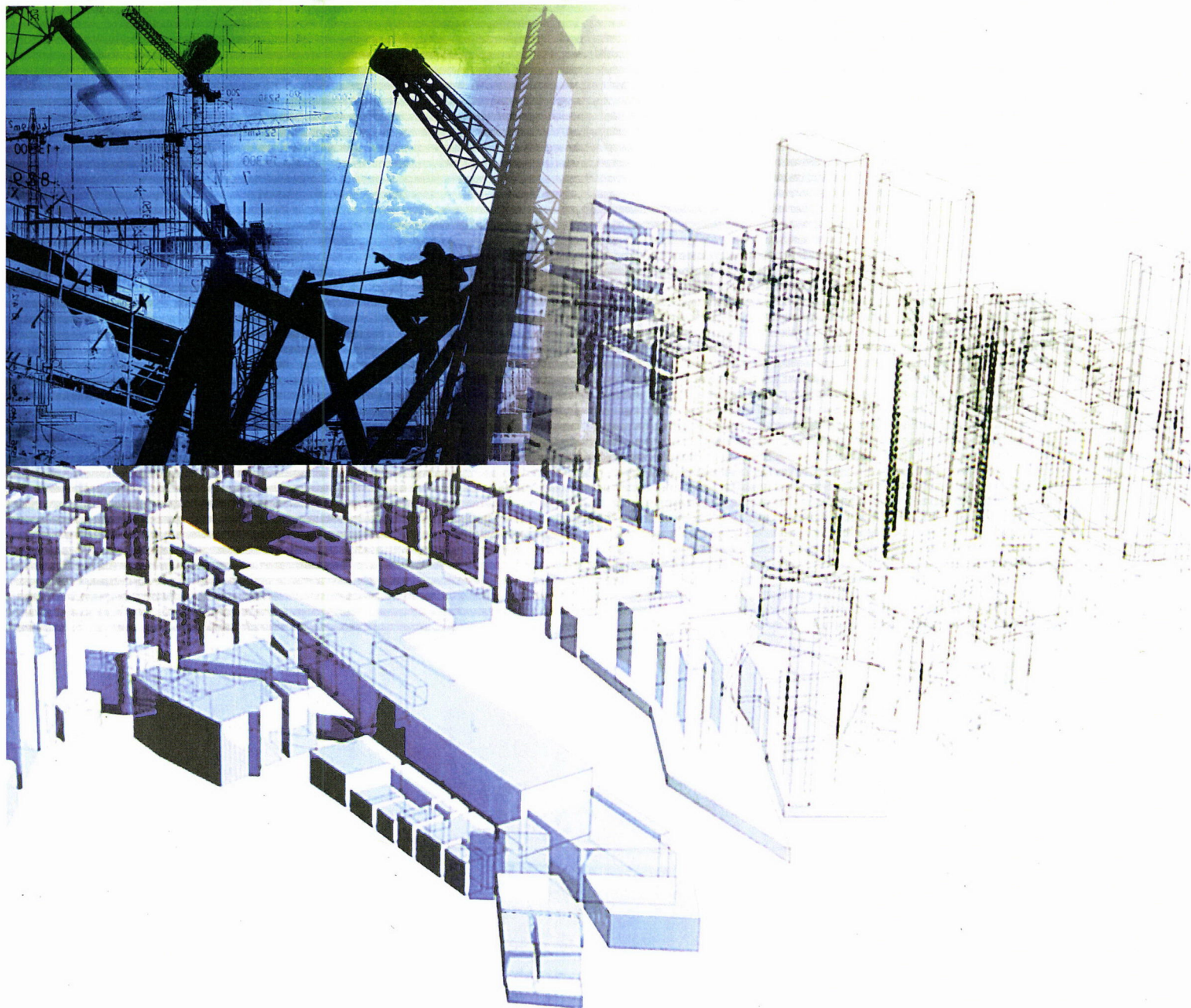
本制度の普及徹底、加入促進及び履行確保について、特に貢献のあった事業主団体、事業所または個人を表彰します。

(3) 広報活動

- ① テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア及び地方公共団体・建設業関係団体等の発行する広報紙（誌）において、本制度に関する広報を強化します。
- ② ポスター、パンフレットの作成・配布、DVD・ホームページの活用等により、積極的な広報活動を行います。

建退共

建退共制度の
あらまし



けんたいきょう

加入から退職金を受け取るまで

Step 1

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く方々なら、職種（大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員など）にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できます。



一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含みます。）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしております。

Step 5

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が24月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人（

請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

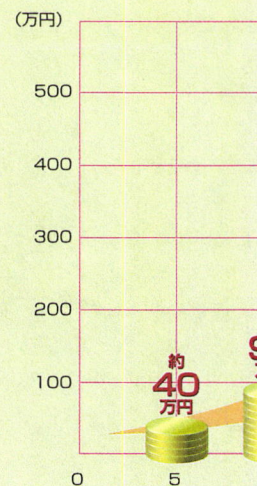
退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表となっており、働いた年数が長いほど有利となります。

掛金納付年数（月数） 退職金額（単位：円）

2年（24月）	156,240
5年（60月）	408,177
10年（120月）	936,789
15年（180月）	1,548,078
20年（240月）	2,205,588
25年（300月）	2,927,547
30年（360月）	3,717,861
35年（420月）	4,610,382
37年（444月）	4,999,680
40年（480月）	5,633,754



建退共制度の手順

Step 2

加入するには

各都道府県建設業協会内にある建退共の支部で「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」の必要事項を記入して申し込んでください。

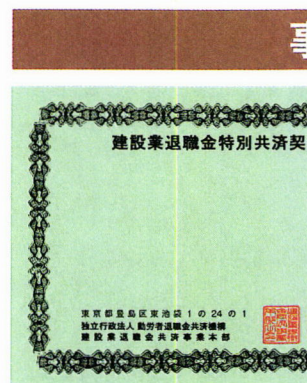
※加入の手続に関しては、費用はかかりません。



Step 3

加入すると

加入すると、事業主には「



共済契約者証
(大手企業用)

Step 4

掛金を納めるには

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて、もよりの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

中小企業用共済証紙



1日券 310円



10日券 3,100円

大手企業用共済証紙



1日券 310円

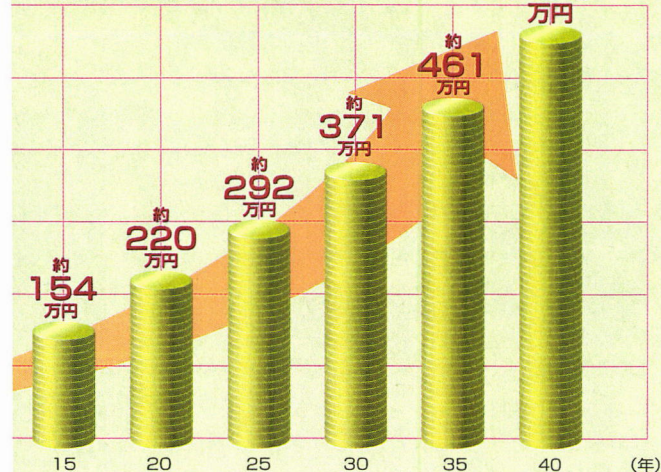


10日券 3,100円



接支給されます。

日 **310円** の掛金！
(掛金は全額事業主負担です)



「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には？



見本



見本

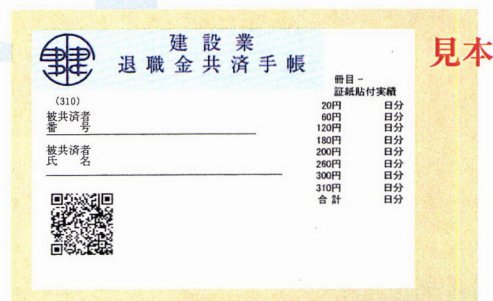
共済契約者証
(中小企業用)

現場で働く方々には？



見本

初回交付の共済手帳
(掛金助成)



見本

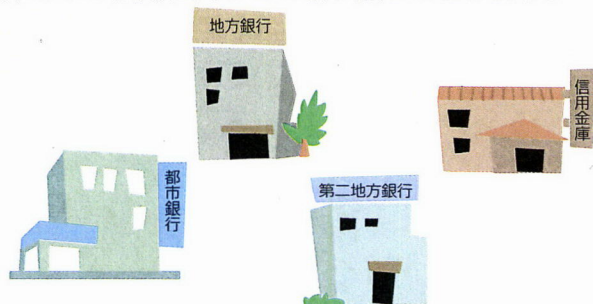
2冊目以降の共済手帳

共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



適用標識（シール）の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。

この工事の元請事業主は建退共に加入しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう。手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共事業本部
電話 03(6731)2831

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

国の制度 **5** つの特長

1

国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
手続はきわめて簡単です。

2

退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、
それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3

国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、
国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4

掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。

（法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項）

（注）資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されますので、ご注意ください。

5

経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

支部一覧表

支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1 北海道建設会館内	011-261-6186	011-251-2305
青 森	030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館内	017-732-6152	017-722-7617
岩 手	020-0873	盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館内	019-622-4536	019-653-6113
宮 城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館6階	022-263-2973	022-263-3038
秋 田	010-0951	秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内	018-823-5495	018-865-2306
山 形	990-0024	山形市あさひ町18-25 山形県建設会館3階	023-632-8364	023-624-7391
福 島	960-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター内	024-523-1618	024-522-4513
茨 城	310-0062	水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-225-0095	029-225-1158
栃 木	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館2階	028-639-2611	028-639-2985
群 馬	371-0846	前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内	027-252-1666	027-252-1993
埼 玉	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館内	048-861-5111	048-861-5376
千 葉	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター1階	043-246-7379	043-203-5020
東 京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5242	03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内	045-201-8454	045-201-2767
新 潟	950-0965	新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内	025-285-7117	025-285-7119
富 山	930-0094	富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076-432-5576	076-432-5579
石 川	921-8036	金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-242-1161	076-241-9258
福 井	910-0854	福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内	0776-24-1015	0776-27-3003
山 梨	400-0031	甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設会館内	055-235-4421	055-233-9572
長 野	380-0824	長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐 阜	500-8502	岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3744	058-273-3138
静 岡	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館内	054-255-6846	054-255-5590
愛 知	460-0008	名古屋市中央区栄3-28-21 愛知建設業会館内	052-243-0871	052-242-4194
三 重	514-0003	津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館内	059-224-4116	059-228-6143
滋 賀	520-0801	大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館内	077-522-3232	077-522-7743
京 都	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入ル橘町645 京都建設会館内	075-231-4161	075-241-3128
大 阪	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階	06-6941-3650	06-6941-3489
兵 庫	651-2277	神戸市西区美賀多1-1-2 兵庫建設会館内	078-997-2333	078-997-2344
奈 良	630-8241	奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通り丁北1-1-8 和歌山県建設会館内	073-436-1327	073-426-3987
鳥 取	680-0022	鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内	0857-24-2281	0857-24-2283
島 根	690-0048	松江市西嫁島1-3-17-101 島根県建設業会館内	0852-21-9004	0852-31-2166
岡 山	700-0827	岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館内	086-225-4133	086-225-5392
広 島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28 朝日広告ビル5階	082-221-0138	082-221-7898
山 口	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-9466	083-921-2655
徳 島	770-0931	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香 川	760-0026	高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内	087-851-7919	087-821-4079
愛 媛	790-0002	松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5406	089-933-0168
高 知	780-0870	高知市本町4-2-15 高知県建設会館内	088-822-6181	088-823-5662
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階	092-477-6734	092-477-6740
佐 賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2778	0952-24-9751
長 崎	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3階	095-826-2285	095-826-2289
熊 本	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内	096-366-5111	096-363-1192
大 分	870-0046	大分市荷揚町4-28 大分県建設会館内	097-536-4800	097-534-5828
宮 崎	880-0805	宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館内	0985-20-8867	0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	099-257-9216	099-256-9681
沖 縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階	098-876-5214	098-870-4565

本部担当部署一覧表

本 部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20F	(月～金 9:00～17:15)	
企画調整課	制度全般	03-6731-2831～2		
業 務 課	契約関係	03-6731-2849	退職金関係	03-6731-2846～7
	更新関係	03-6731-2850	移動通算関係	03-6731-2851
事業推進室	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7		
経 理 課	共済証紙関係	03-6731-2871～2		
			03-6731-2895	
			03-6731-2874	

各相談コーナー

本 部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20F	03-6731-2841	03-6731-2896
東 京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5276	03-3206-8110
大 阪	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階	06-6941-2244	06-6941-3489

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方
中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- 中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171
<http://www.smrj.go.jp/>

- 清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
<http://www.seitaiyo.taisyokukin.go.jp/>
- 林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
<http://www.rintaiyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
ホームページアドレス <http://www.kentaiyo.taisyokukin.go.jp/>

建 退 共

検 索